

## 運営費負担金について

### 【地方独立行政法人法（抜粋）】

（財源措置の特例）

**第 85 条** 公営企業型地方独立行政法人の事業の経費のうち、次に掲げるものは、設立団体が負担するものとする。

- 一 その性質上当該公営企業型地方独立行政法人の事業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費
- 二 当該公営企業型地方独立行政法人の性質上能率的な経営を行ってもなおその事業の経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費

**2** 公営企業型地方独立行政法人の事業の経費は、前項の規定により設立団体が負担するものを除き、原則として当該公営企業型地方独立行政法人の事業の経営に伴う収入をもって充てなければならない。

### 1 運営費負担金とは

公営企業型地方独立行政法人は、住民の福祉の増進という公共性の観点から、地方公共団体の一般行政事務と考えられるような業務や、企業としての採算ベースに乗らない業務を行わなければならないことが生じうる。

このような業務に要する経費については、独立採算の枠からはずして、設立団体からの負担金（運営費負担金）によって賄うこととされている。

### 2 運営費負担金の積算項目

設立団体が負担すべき経費については、毎年度総務省が発出する「地方公営企業繰出金について（繰出基準）」に準じ、設立団体が適切に負担すべきこととされている。

病院事業に対する主な繰出基準は以下のとおり。

項目	繰出しの基準
病院の建設改良に要する経費	病院の建設改良費及び元利償還金のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額。
感染症医療に要する経費	感染症病床の確保に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額
周産期医療に要する経費	周産期医療の用に供する病床の確保に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額
救急医療の確保に要する経費	救急告示病院等における医師等の待機及び空床の確保等救急医療の確保に必要な経費に相当する額 など
高度医療に要する経費	高度な医療の実施に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額